

## 戸籍の届け出

# こんなときはこんな手続きを

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し公証するものです。戸籍を見れば、夫婦・親子・兄弟姉妹などの関係がわかります。今回は、その手続き方法などについてお知らせします。



手続きは  
市民課窓口で

子どもが生まれたとき、結婚・離婚をするとき、家族が亡くなったりときなどは、別表(左ページ)のとおり市民課に届け出をしてください(成田市に届け出するときには本庁の市民課へ。分室では受け付けできません)。

なお、戸籍謄本・抄本は本籍地の市区町村で発行します。また、届け出をしてから戸籍ができるまで1週間ほどかかります。

届け出をするときは、次のことに注意してください

出生届  
子どもの名に用いることができ  
るのは、常用漢字・人名用漢字

ひらがな カタカナです。

死亡届

代理人が届け出書をお持ちになるときは、親族などの届出人が署名・押印してあることを確かめてください。

婚姻届  
届け出書に証人2人(成人ならどなたでもかまいません)の署名・押印が必要です。また、未成年

婚姻届

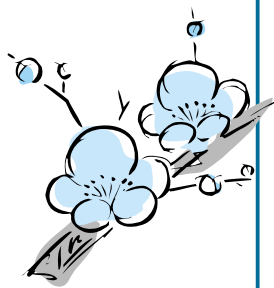
婚姻届

届け出書に証人2人(成人ならどなたでもかまいません)の署名・押印が必要です。また、未成年

婚姻届  
届け出書に証人2人(成人ならどなたでもかまいません)の署名・押印が必要です。また、未成年

## 梅の苗木を 差し上げます

市民課で婚姻届を出した人に、市の木である梅の苗木を差し上げています。これは、市民憲章推進事業の一環として、昭和48年から始められたもので、これまでに約1万本が配られました。



昭和54年に結婚された桧垣金一、瑞江さん(磯部)夫妻。写真がそのときの梅の木です。「山の陰なので少し小さいんですが、私たちにとっては特別の木ですね」と金一さん。幹に手をやりながら植えたころの思い出を話してくれました。

年者が婚姻するときには父母の同意書が必要です。

離婚届

協議離婚のときは、届け出書に証人2人(成人ならどなたでもかまいません)の署名・押印が必要です。

離婚届  
離婚後も婚姻中の氏を称するとき、離婚後3カ月以内に別の届け出が必要です。

離婚届  
離婚後も婚姻中の氏を称するとき、離婚後3カ月以内に別の届け出が必要です。

## 戸籍に関する主な届け出

届け出	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母、同居者、医師・助産婦	出生地、住所地、または本籍地の市町村役場	医師の出生証明書、母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人	死亡地、住所地、または本籍地の市町村役場	医師の死亡診断書または死体検案書
婚姻届	届け出をしたときから効力があります	夫・妻となる人	夫または妻の本籍地または住所地の市町村役場	戸籍謄本1通ずつ（届出先が本籍地のときは不要）
離婚届	（協議離婚） 届け出をしたときから効力があります	夫と妻	夫妻の本籍地または住所地の市町村役場	戸籍謄本1通（届出先が本籍地のときは不要）
	（裁判離婚） 調停成立または審判・判決確定の日から10日以内	申立人	夫妻の本籍地または住所地の市町村役場	戸籍謄本1通（届出先が本籍地のときは不要）、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書

戸籍に関する届け出には、このほかに入籍届、養子縁組届、養子離縁届、死産届、認知届、転籍届、失踪（しっそう）届、帰化届などがあります。くわしくは市民課（☎20-1525）へ問い合わせてください。

## 消費生活相談

### Q & A

**Q** 2年ぐらい前にレンタルビデオ店から借りた2本のテープを返し忘れていました。債権回収業者から電話があり、テープ代と1日300円の延滞金合わせて約50万円を支払えと強い口調で請求されました。この場合延滞料を支払わなければならないでしょうか。



## レンタルビデオの返し忘れ

**A** 借りたテープを返却しなかった責任はあります。

ただし会員規約に損害賠償義務を1日300円と決められていたとしても、2年でビデオテープ代金の15倍近くになってしまい、消費者の利益を一方的に害する規約は、消費者契約法に抵触すると思われます。妥当な損害賠償額は、ビデオテープの再取得価格程度を負担するのが現実的であろうと考えられています。

一方、債権回収業者が債権者になるためには、レンタルビデオ店から利用者に債権譲渡の通知をし

なければ、債権回収業者に債権譲渡されたことにはなりません。従って、ビデオ店から債権譲渡の通知がされたときや利用者が譲渡の事実を承認しない限り、すぐに債権回収業者の請求に応じる必要はありません。

また、ビデオ店から債権譲渡通知が届いた場合でも、債権回収管理業として法務省の許可を得ているかを確認し、無許可業者からの取り立てには容易に応じず、毅然とした態度で対応しましょう。まず、ビデオ店と妥当な損害金（テープの再取得価格分）は、支払う意志があると交渉しましょう。

くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

## 八富成田斎場

# 申し込みなどの手続きは、市民課窓口へ

八富成田斎場は、成田市・八街市・富里町で管理運営されています。この2市1町のいずれかに亡くなった人や喪主、または施主が住民登録、あるいは外国人登録をしている場合は、火葬料金(待合室1室付き)が無料となります。

また、斎場では、通夜および告別式を行うことができます。式場は、午後3時から翌日の午後3時までの間利用でき、料金は第1式場を利用して通夜・告別式を行う

た場合は8万円となります。ほかの施設の料金は左表のとおりです。

このほかに、市民を対象とした霊柩車と祭員の貸し出しも行っています。霊柩車の利用は、市内の自宅、病院などから斎場までに限られ、1回5,000円です。

また、自宅葬で使用する祭員については、1級祭壇(5段)約8畳用が1日2,000円、2級祭壇3段、約6畳用は1日1,200円です。

00円になり、搬入・設置・搬出を行っています。

これらの申し込み受け付けは、市役所市民課(☎20 1525)で行っています。

ペットの火葬も受け付けます

市では、ペットの火葬を旧火葬場跡地(山之作359番地)で行っています。

火葬できるペットは、犬・猫・



八富成田斎場の使用料

区分	単位	料金		
		市民	市民以外	
火葬	大人	1体	無料	50,000円
	子供(12歳未満)	1体	無料	40,000円
	死産児	1体	無料	20,000円
	改葬遺骨	1個	無料	20,000円
	四肢など	1個	無料	20,000円
式場	第1	2時間	10,000円	20,000円
		夜間	20,000円	40,000円
	第2	2時間	7,500円	15,000円
		夜間	15,000円	30,000円
	第1・2	2時間	15,000円	30,000円
		夜間	30,000円	60,000円
待合室	基本料金(1室)	2時間	2,000円	4,000円
	超過料金(1室)	1時間	1,000円	2,000円
式場控室	基本料金(1室)	2時間	2,000円	4,000円
	超過料金(1室)	1時間	1,000円	2,000円
霊安室	1棺	1日	5,000円	10,000円

- 備考1. 使用者、または死亡者が成田市、八街市、富里町の住民である場合は、市民料金を適用します。
2. 火葬の場合に限り、待合室使用料を1室のみ無料とします。
3. 夜間とは、午後9時から翌日の午前9時までをいいます。
4. 通夜に限り、友引の日でも午後3時から使用できます。

### ペットの火葬料金

種別	料金
特大	30kg以上 5,250円
大	20kg以上 4,200円
中	10kg以上 3,150円
小	10kg未満 2,100円

また、ペット火葬

また、ペット火葬

場まで来られない人には、引き取りのサービス(市内引き取り料金は1,050円)も行っています。

利用は友引を除く午前9時から午後3時までで、予約が必要です。

料金は右表のとおりです。申し込みは八富成田斎場(☎23 4511)へ。



## 年末は込み合つので早めの依頼を

し尿のくみ取り

12月は、トイレのくみ取り依頼が集中するため、申し込みは早めにお願ひします。

特に年末は込み合つたため、希望の日に作業できない場合がありますので、年内の作業を希望する人は、12月19日(水)までに申し込ん

でください。

なお、20日以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早めの連絡・早めのくみ取り」にご協力をお願いします。

くわしくは環境衛生課(☎20 1531)へ。

また、ペット霊園は、現在合同墓地のみ使用可能です。料金は永年で、3,150円で併せてご利用ください。

くわしくは八富成田斎場(☎23 4511)、または環境衛生課(☎20 1531)へ。

# 相談日

年末の粗大ごみ収集

申し込みは  
12月14日まで

年内に粗大ごみの収集を希望する場合は、12月14日(金)までにいずみ清掃工場(☎36 1689)へ申し込みをしてください。  
15日以降の申し込みについては、年明けになる場合があります。



## 市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

不動産相談 18日(火)10時～正午

税務相談 18日(火)10時～3時

外国人相談

13日(木)・27日(木)1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

市民よろず相談 22日(土)

1時～4時 八生公民館

## 商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(28日は除く)

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 13日(木)10時～正午

住宅の電気に関する相談も含む

(☎22-2101・成田商工会議所)

## パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

## 消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

## 保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

## 市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 4日(火)10時～3時

## 社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 6日(木)・20日(木)9時～正午

## 児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

## 厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 17日(月)10時～3時

## 教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

## 教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

### 水道の排水作業

3日から市内各所で

水道部では、赤水の発生を防ぐため、次の地域で配水管内の排水作業を行います。期間中は一時的に減水や赤水になることがありますのでご注意ください。

のご了承願います。また、自己搬入する人は、22日(土)まで受け付けます。  
年始の粗大ごみの収集申し込みは、1月4日(金)から通常どおり、いずみ清掃工場へ受け付けます。  
廃棄物の排出の抑制、減量化、再資源化にご協力をお願いいたします。

くわしくはクリーン推進課  
(☎20 1530)へ。

### 排水作業日程

作業日	地区名
12月3日(月)	並木町・不動ヶ岡(そり田)地区
12月4日(火)	公津の杜地区
12月5日(水)	飯田町・不動ヶ岡・宗吾・江弁須地区
12月6日(木)	囲護台・馬橋・新町・幸町地区
12月7日(金)	美郷台・土屋(文化会館周辺)地区

(☎22 0269)へ。

作業予定時間は、午前4時までは、午後10時から午前4時までです。  
なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

### 窓口から

## 年金は請求しないと受けられません

65歳になると自動的に老齢基礎年金が支給されると思っている人はいませんか。すべての年金は本人からの請求がなければ支給されません。60歳を迎えたら、ご自分の年金加入記録を確認することをお勧めします。

国民年金には、このほか65歳になるまでに障害者になつてしまったときには障害基礎年金、ご主人を亡くされ母子家庭になったときには遺族基礎年金、第1号被保険者(学生、農業、自営業の人)だけに支給される寡婦年金や死亡一時金といった年金や一時金があります。

国民年金のほかに厚生年金や共済組合に加入したことがある人は、社会保険事務所や共済組合への請求になります。市役所で毎週水曜日に行っている年金相談でも受け付けますのでご利用ください。

くわしくは保険年金課  
(☎20 1526)へ。

